

○登録免許税法

平成一八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五・一二・一一法九六）附則八条（平成八・八・〇一施行）
- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二七・五・二二法二六）附則二一条（平成二八・五・二二施行）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第三十一条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条、第三十条、第四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一・五十の一（略）

五十の三 改正により追加

五十の一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録

（一）電気通信事業法（昭和五十一年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第二号（電気通信事業者の登録）の業務区域の増加に係るものに限る）	登録件数	一件につき 十五万円
--	------	---------------

（二）（三）（略）

五十二・五十三（略）

五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る検査等事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録

（一）電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二	無線局の 一局につき 三万円（電 波法第五条放 第四項の放
---	---

項第一号（欠格事由）に規定する定額等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。

送をする無
線局につい
ては、十五
万円

（一）（二）（略）
五十五・百六十（略）